

和歌山県由良町 地域おこし協力隊募集要項

1. 募集背景

由良町は、和歌山県のほぼ中央に位置し、紀伊水道に面した人口約5,500人の町で、高齢化率は約40%と高く、平成22年度には過疎地域の指定を受けています。一次産業が町の基幹産業ですが、農業・漁業ともに販売価格の低迷、就業人口の高齢化と後継者（担い手）不足といった深刻な問題が浮き彫りとなっています。また、後継者不足等は、商工業や観光業といった分野でも同じ状況にあり、産業全体が衰退しています。

しかし、当町には「白崎海岸」など豊かで美しい自然と「金山寺みそ」の発祥地として知られる「興国寺」などの貴重な歴史・文化といった観光資源や、希少価値の高い「ゆら早生みかん」をはじめとする農作物から、「伊勢えび」や「わかめ」といった海産物、「金山寺みそ」「醤油」「釜揚げしらす」などの加工品といった優れた特産品にも恵まれており、個々の素材は十分な強みを持っています。

このような豊富な地域資源の中から、全国に又は世界に誇れる物語を持った地域資源を活用し、関係する「ヒト」が主人公となり、「地域」が舞台となるシナリオづくり、情報の発信、さらには観光客との交流といった、観光地域づくりを推進するため、地域の方々とともに活動に取り組んでいただける人材を募集します。

2. 募集人員

1名

3. 募集対象

次の要件をすべて満たす方

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から生活の拠点を本町へ移し、住民票を異動させた方（任用を受ける前に住民票の異動を行い、本町内に定住及び定着している方は、原則として含みません。）
- (3) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲があり、誠実に職務ができる方
- (4) 普通自動車運転免許を有している方
- (5) 年齢20歳以上、40歳未満の方（令和3年4月1日現在）
- (6) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることができる方
- (7) 任用期間満了後、和歌山県由良町内に定住する意思のある方

- (8) パソコンの基本的な操作（ワード、エクセル、メールの送受信等）ができる方
- (9) 活動に際して、町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (10) 土日及び祝日や夜間の会議等、不規則な勤務に対応できる方

4. 活動内容

由良町総合戦略に掲げる「新しいひとの流れをつくる。」という基本目標を達成するため、観光地域づくり事業の推進に係る次の活動とします。

- (1) 観光の振興に関する活動
 - 由良町観光協会が実施する観光振興事業の支援
 - 観光拠点である白崎海洋公園の管理運営等
- (2) 地域資源（観光及び特産品）の発掘、振興に関する活動
 - 特産品の販路開拓やプロモーション
- (3) 地域の情報収集及び発信
 - HP や SNS を活用したデジタルプロモーション
 - イベント出展やメディアの取材受入・誘致活動
- (4) 農林水産業の振興に関する活動
 - 農林水産業の振興に関する新たな取組支援（グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進）
- (5) その他、町長が必要と認めた活動

5. 活動地域

和歌山県由良町内を中心に、活動内容によっては町内外でも活動します。

6. 勤務日数及び勤務時間

- (1) 1週間（日曜日から土曜日までの7日間）につき、37時間30分とします。
- (2) 1日の勤務時間は、7時間30分以内とします。ただし、1日の勤務時間を超えて勤務が必要となった場合は、1週間に勤務しなければならない時間から、当該勤務時間を減じます。
- (3) 週休日は、1週間につき1日以上を設けます。

7. 勤務形態及び期間

- (1) 由良町会計年度任用職員として採用します。
- (2) 雇用期間は、令和4年3月31日までとします。ただし、任用の日を起算日として最長3年まで更新する場合があります。また、転入の準備状況

等により、協議のうえ、任用の日を変更する場合があります。

- (3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

8. 報酬

月額166,000円

※その他賞与等を支給します。通年で勤務すると、年収245万円程度になります。

9. 待遇及び福利厚生

- (1) 年次有給休暇は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定によるものとします。
- (2) 健康保険、厚生年金、雇用保険等の社会保険に加入します。
- (3) 住居は、町が借り上げる物件を無償で貸与します。ただし、食費、光熱水費、通信費、自治会費等は、自己負担とします。
- (4) 活動に要する公用車、パソコン等は、町から貸与又は私用物の無償借り上げとします。
- (5) 活動に要する消耗品費等は、予算の範囲内で町が負担します。
- (6) 活動に要する旅費は、予算の範囲内で支給します。
- (7) 転入等にかかる費用は、自己負担となります。
- (8) 兼業を認めます。ただし、兼業する場合は兼業内容等について、事前に届出が必要となるほか、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等といった服務規律の観点から、一定の制限を設けることがあります。

10. 応募方法

- (1) 提出書類

- ・由良町地域おこし協力隊申込書 1部
- ・住民票抄本 1部

- (2) 提出・問合せ先

〒649-1111

和歌山県日高郡由良町里1220-1 由良町産業振興課観光推進室

TEL 0738-65-3852

FAX 0738-65-3857

- (3) 応募受付期間

令和3年7月30日（金）午後5時必着（郵送可）

ただし、応募状況により、受付期間を短縮する場合があります。

※提出いただいた書類は、今回の選考のみに使用し、返却しません。

1 1. 選考方法

(1) 一次選考（書類選考）

受付期間終了後、書類選考のうえ、選考結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 二次選考（面接）

一次選考合格者を対象に、面接（会場：由良町役場）を行います。詳細（時間、場所等）については、一次選考結果を通知する際にお知らせします。

※試験会場までの交通費等は、自己負担とします。

(3) 最終選考結果の通知

二次選考終了後、選考結果を二次選考受験者全員に文書で通知します。

※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

1 2 その他

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、募集を取りやめる場合があります。